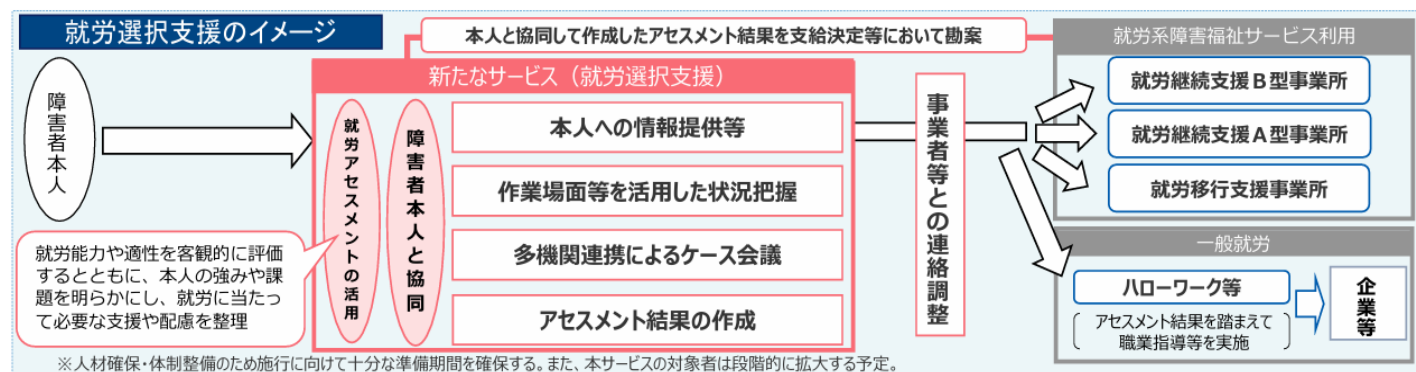


令和7年10月から開始される新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



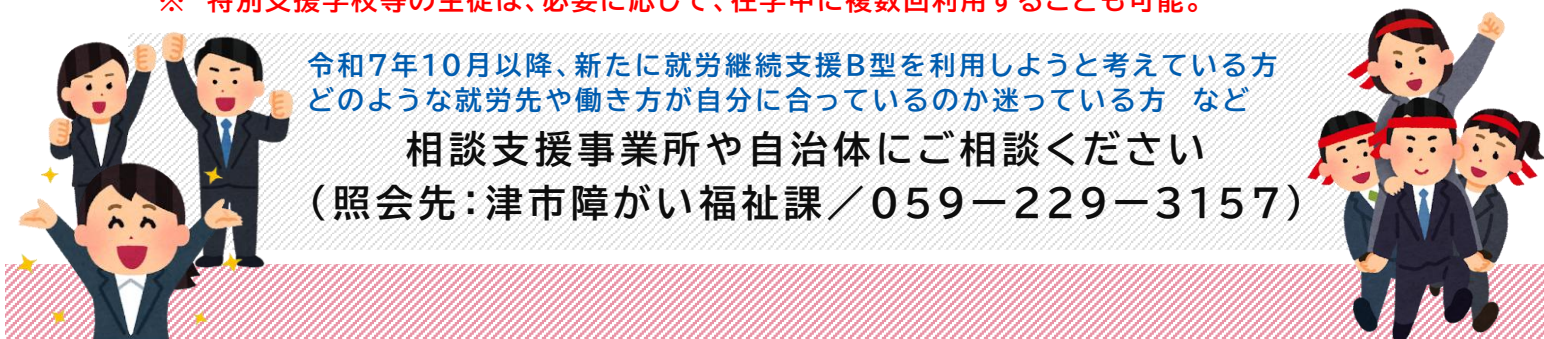
就労選択支援の対象者

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

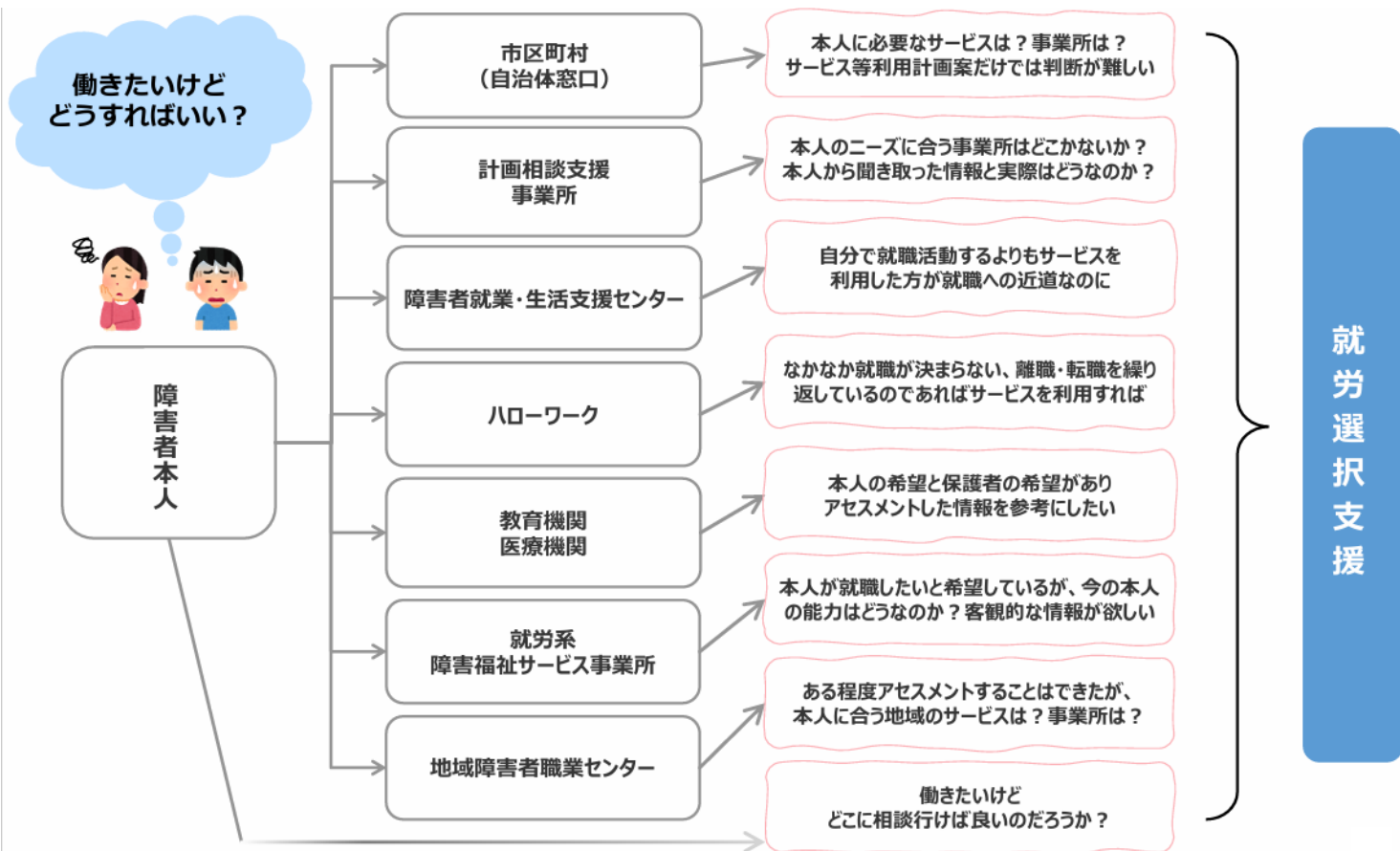
- ※ 卒業後、就労移行支援や就労継続支援の利用を検討している方、進路が決まっていない方。
※ 特別支援学校等の生徒は、必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能。

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方
どのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方 など

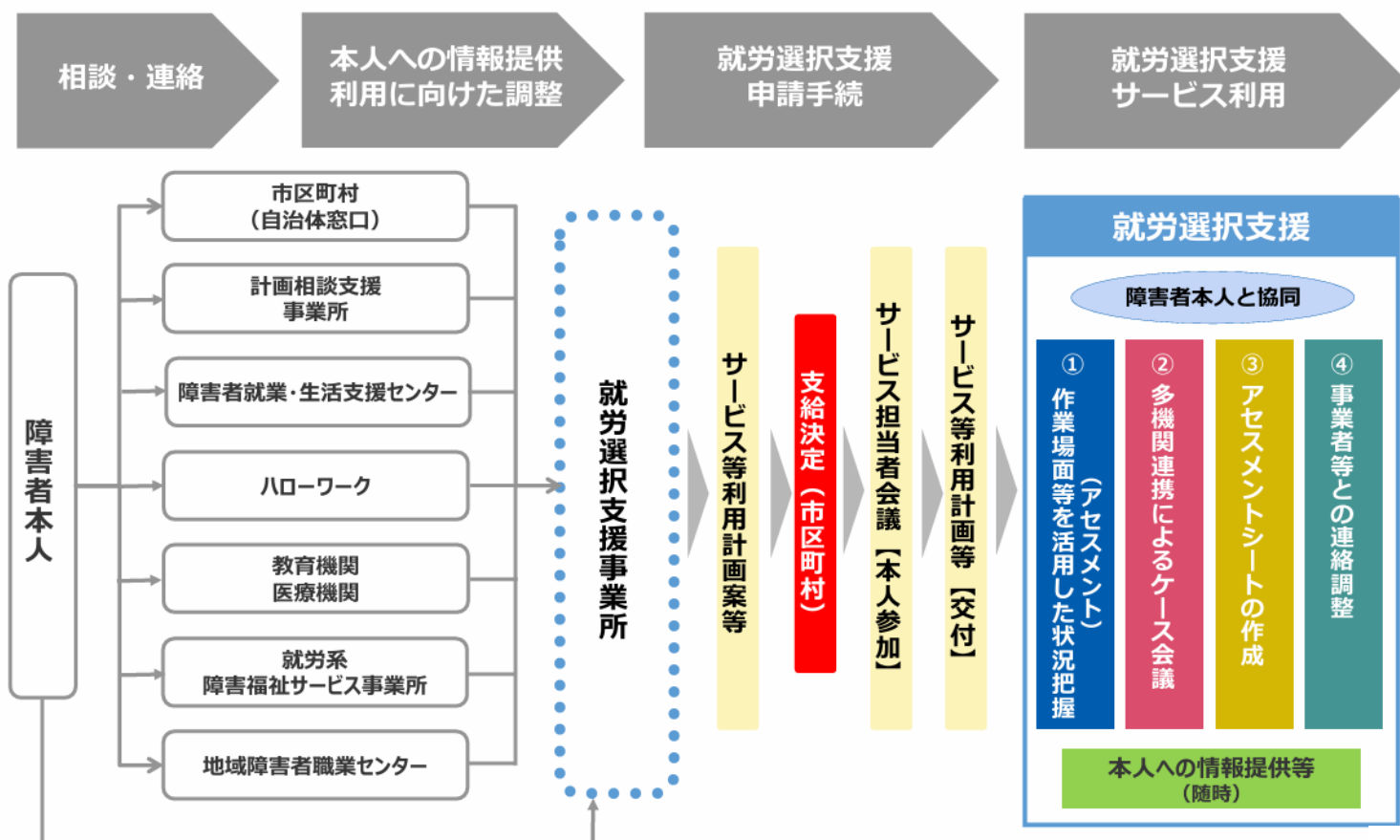
相談支援事業所や自治体にご相談ください
(照会先: 津市障がい福祉課 / 059-229-3157)



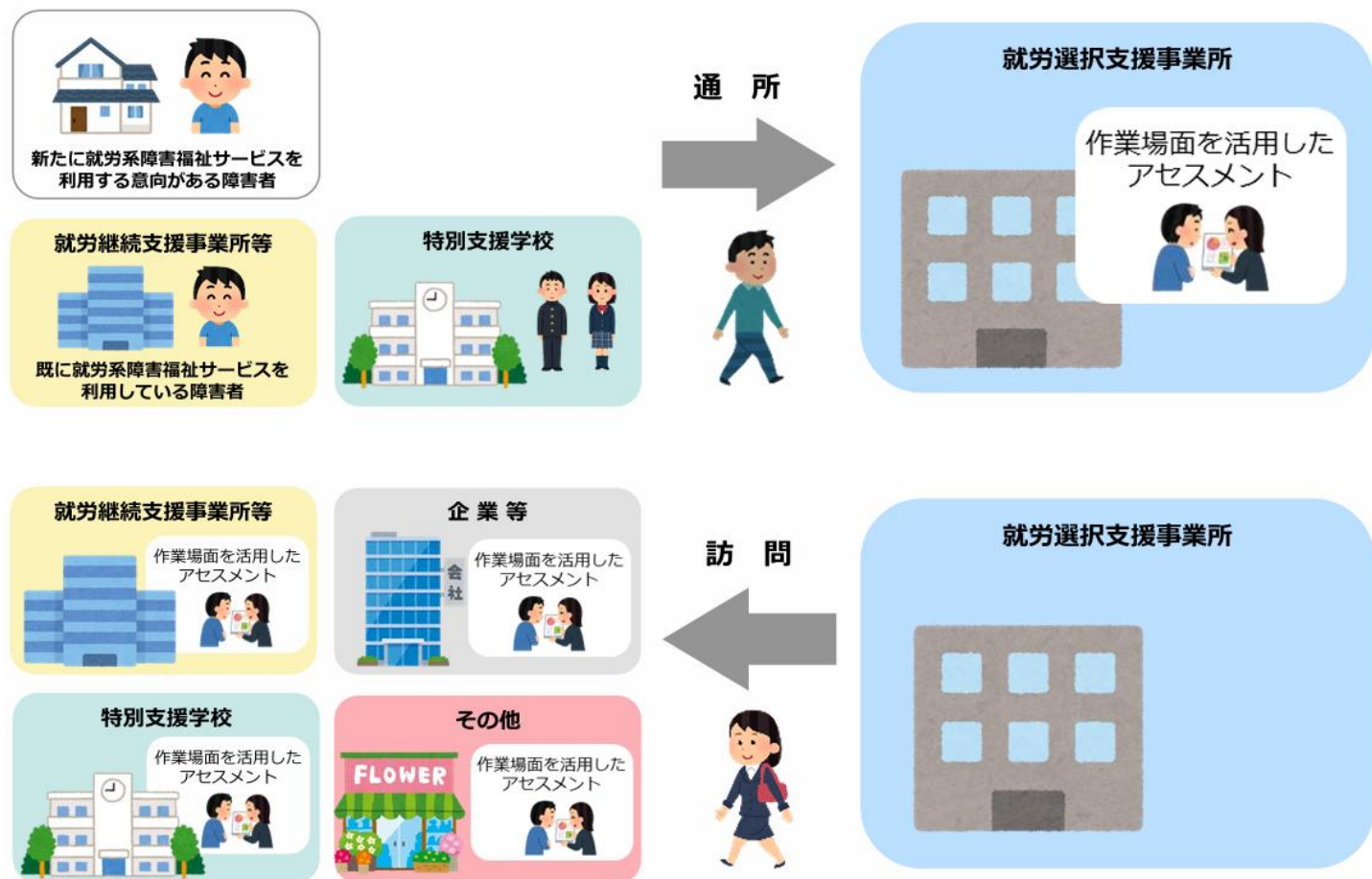
就労選択支援サービス利用までの流れ①(イメージ)



就労選択支援サービス利用までの流れ②(イメージ)



就労選択支援の利用方法のイメージ



特別支援学校在学者の就労選択支援について

- 卒業後の進路選択を考える上で、アセスメントした情報を活用できるように、3年生以外の各学年でも利用が可能
- 必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能
- 従来の職場実習・施設実習を、就労選択支援のアセスメント場面に活用することも可能

特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）

※矢印（⇒）期間内のいずれでも実施可能とし、状況等に応じた柔軟な実施ができる



学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	入学		保護者面談	職業ガイダンス						保護者面談		
2年				保護者面談					保護者面談			
3年				保護者面談					保護者面談			卒業

特別支援学校等における取扱いについて

概 要

- 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する場合は、就労継続支援B型の利用支援前に、原則として就労選択支援を利用することとなるが、特別支援学校等の卒業後に就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、在学中に就労選択支援を受ける必要がある。
- 令和6年度報酬改定の概要では、特別支援学校における取扱いについて、以下の内容を示している。
より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。
- 特別支援学校等の生徒が就労選択支援を受ける場合には、生徒が就労選択支援事業所に通所する場合と、教育課程における職場実習の場面等に就労選択支援事業所が出向いて支援を行う場合がある。また、特別支援学校等の生徒が就労選択支援事業所に通所する場合、長期休業期間中のほか、授業日に通所する場合も想定される。

方向性

- 特別支援学校等の生徒が就労選択支援の利用を希望する場合に、学校においても理解・配慮いただきたいこと、学校と就労選択支援事業所等との連携を図ること等を依頼する。（厚労省・文科省連名通知において教育委員会等あて通知予定）
- 特別支援学校等の生徒が、就労選択支援を受けるために登校できない日については、校長の判断により「選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として「出席停止・忌引等の日数」に計上することが可能であることを示す。（厚労省・文科省連名通知において教育委員会等あて通知予定）

就労選択支援と他のサービスとの同一日の利用について

概 要

- 障害福祉サービスは、報酬が重複しない利用形態であるならば、市町村がその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとしている。（介護給付費等の支給決定等について（平成19年障発第0323002号部長通知））

方向性

- 就労選択支援も、他のサービスを同一日に利用することが想定され、例えば、以下のようなサービスについて支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

①放課後等デイサービスとの同日利用

（例）満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

- ・ 就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

②障害児入所施設との同日利用

（例）障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

- ・ 就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障害児入所支援は、保護や日常生活における基本的な動作及び自立生活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスであるが、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

（参考）障害福祉サービスの日中活動サービス（※）については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。（相互の合議による報酬の配分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではない。）

（例）午前に就労継続支援B型を利用し、午後に就労選択支援を利用する

※日中活動サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

就労選択支援の具体的なサービス内容

【支援内容 ①】 強みと課題を「見える化」

作業場面等を活用した状況把握を行います。

利用者ご本人の強みや特性、利用者の望む方向に進む上で課題となること等について、支援者と利用者が協同して整理します。



【支援内容 ②】 自己理解の促進

利用者ご本人と協同して、自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて、利用者ご本人の自己理解を促すことを支援します。



【支援内容 ③】 アセスメント結果を有効活用

アセスメント結果は、利用者ご本人やご家族、関係者等と共有して、その後の就労支援等に活用できるようにします。

その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について利用者が選び、決定していくことを支援します。

そのため、**就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか**の振り分けを行うものではありません。



【支援内容 ④】 情報提供、助言・指導等により広がる未来の選択肢

支援の実施前後において、利用者の選択肢の幅を広げ、的確な選択につながるよう、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行います。

【支援内容 ⑤】 雇用支援機関との連携、連絡調整（利用後も伴走し続ける支援）

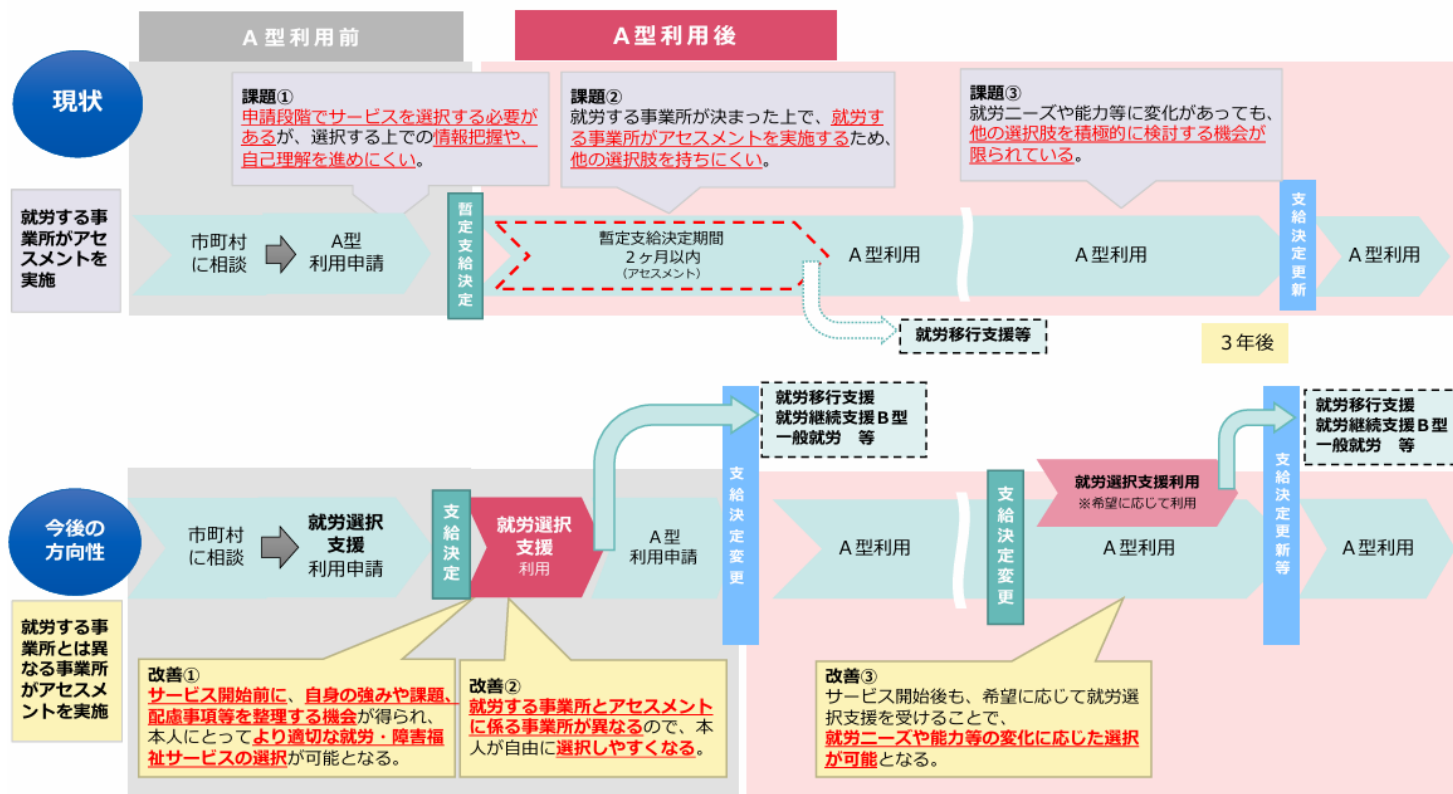
就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は相談支援専門員や津市、ハローワーク等の雇用支援機関との連携、連絡調整を行います。



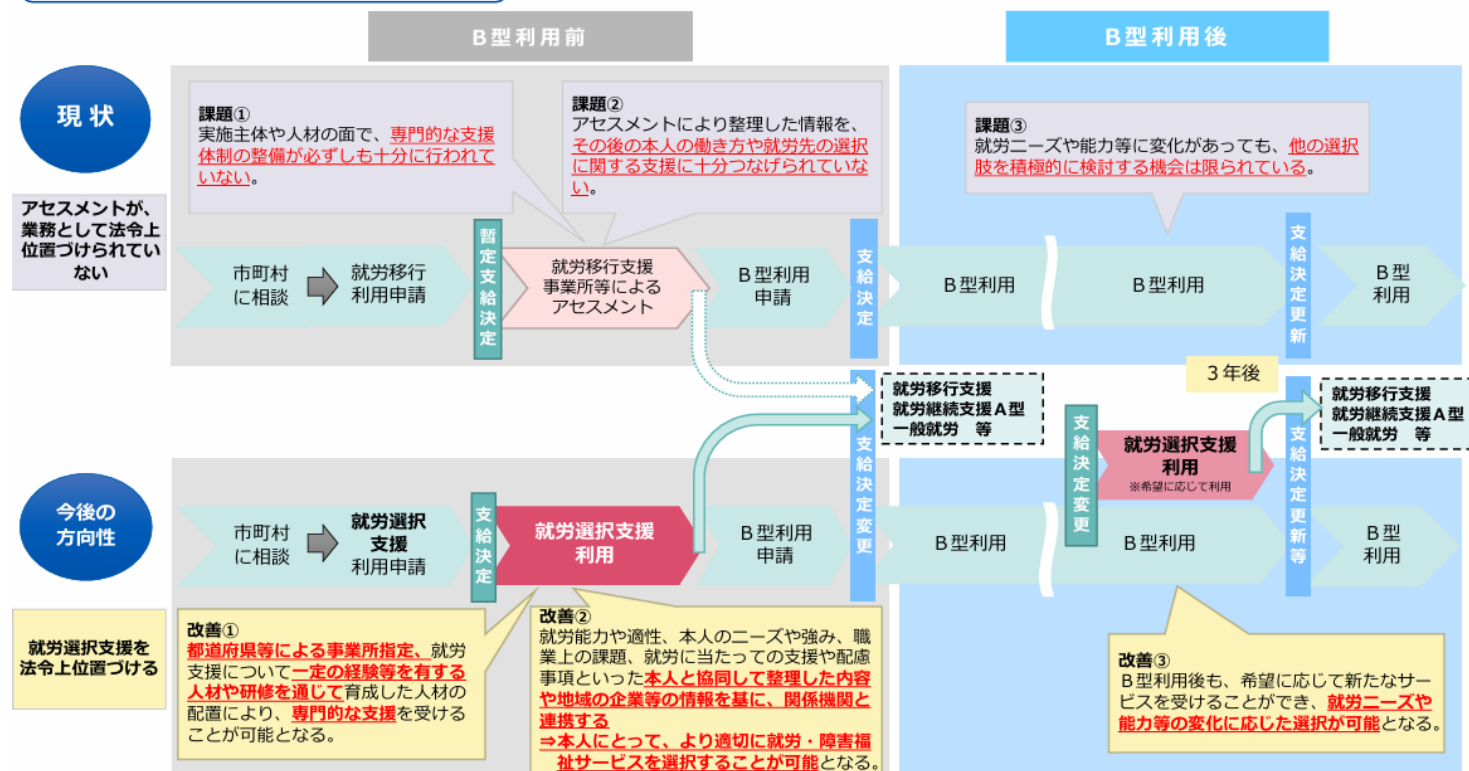
就労選択支援ができると変わること

～専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択の支援～

イメージ（就労継続支援A型のケース）



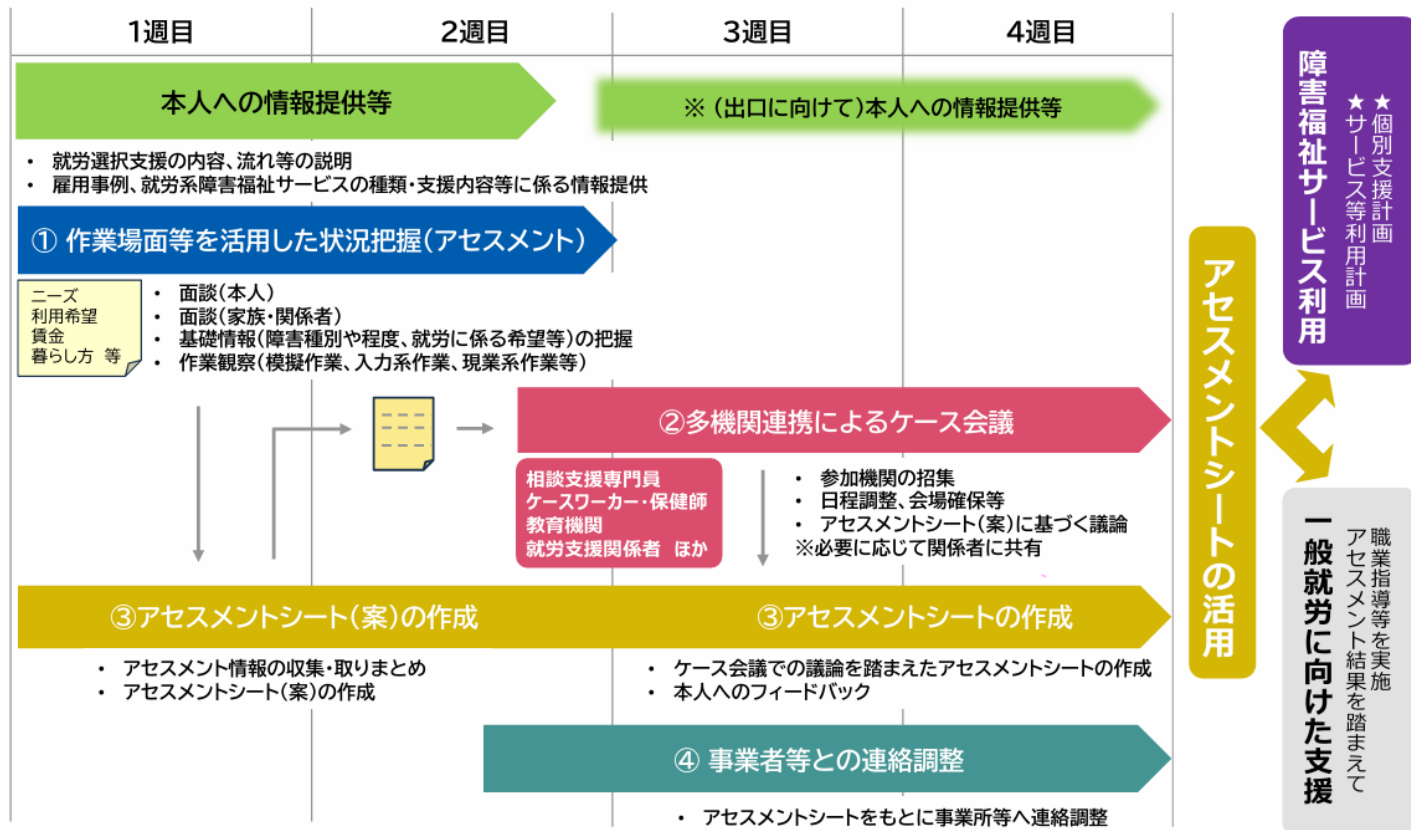
イメージ（就労継続支援B型のケース）



※現行の就労アセスメントでは、
・50歳に達している者又は障害基礎年金1級の受給者
・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者を対象としていない。

就労選択支援サービスの流れ(標準1か月イメージ)

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



就労選択支援の期待される効果

【期待される効果 ①】 専門的な支援

専門的な研修を修了した就労支援の経験・知識を有する人材の配置により、就労に関するアセスメントに関し、専門的な支援を受けることが可能となります。



【期待される効果 ②】 自己理解の促進

本人の就労能力や適性、ニーズや強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、職業上の課題、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となります。



【期待される効果 ③】 適切な進路選択をサポート

本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となります。

また、就労継続支援A型・B型利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となります。



三重県内の就労選択支援事業所

❀ 津市内 ❀

	事業所名	電話番号	住所	定員
1	稲初クラブ	059-252-3611	津市稲葉町776番地	10
2	トモニセレクト	059-253-8481	津市安濃町曾根567番地1号	13
3	さくらさくら商会津北	059-253-3707	津市安濃町内多2850	10

❀ 津市外 ❀

	事業所名	電話番号	住所	定員
1	ヴェルチュ〜Vertu〜		桑名市桑栄町1-1 サンファーレ南館1階	10
2	就労選択みらい四日市		四日市市中浜田町3-28 大進ビル2階	10
3	さくらさくら商会采女		四日市市采女町2997-83	10
4	さくらさくら商会鈴鹿		鈴鹿市若松北一丁目39-22	10
5	さくらさくら商会		亀山市羽若町860	10

※令和7年10月1日現在（暫定）

※注）

近隣に就労選択支援事業所がない場合や、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、現行の就労アセスメントの利用も可能です。

このリーフレットは、厚生労働省の資料をもとに令和7年度津市地域自立支援協議会 しごとワーキンググループ会議で作成しています。

【事務担当】
津市基幹障がい者相談支援センター
TEL:059-272-4577 /
FAX:059-253-1649
mail : tsu-kan@athena.ocn.ne.jp

ホームページ

